

## 農地法第4・5条届出書 添付書類一覧表

(市街化区域内の転用)

○…必要書類 ▲…必要な場合がある書類

	添付書類	備考	4条	5条
1	土地登記簿謄本(全部事項証明)	法務局で取得するもの	○	○
2	位置図	久喜市の全図(縮尺1/25,000程度のもの)	○	○
3	案内図	住宅地図等	○	○
4	公図の写し	法務局またはインターネットで取得するもの	○	○
5	農地法第18条第1項許可の写し	申請地が貸借の目的になっている場合	▲	▲
6	委任状	代理の場合(代理人の電話番号記入) 5条は譲渡人及び譲受人	▲	▲
7	住民票の写し及び登記簿謄本の写し	届出人・譲渡人・譲受人が久喜市外に在住の場合 所有者の住所が土地登記簿謄本と異なる場合等 届出人・譲渡人・譲受人が法人の場合(会社の登記簿謄本)	○	○
8	仮換地証明書の写し	届出地が久喜都市計画事業内における土地区画整理事業地の場合	○	○

※ 上記書類の他に、案件により必要となる場合があります。

※ 公的機関が発行する証明書等は、3か月以内に発行されたものを添付してください。

※ 抵当権や仮登記等がある場合、転用事業者は届出前に関係権利者に確認してください。

※ 位置図・案内図・公図の写しには申請地を赤色で明記してください。

※ 届出書及び委任状に押印してください。

または、顔写真付きの本人確認書類の写し(運転免許証やマイナンバーカード)1点を提出してください。

**1 届出書**            **4条は2通**      **5条は3通**

**2 添付書類**        **1通**

**3 標準処理期間**   **7日～10日程度**